

NewsLetter

| GENERAL TOPICS

- 1 欧州特許庁、グローバル特許審査情報システム「Global Dossier」、拡張発表
- 1 未来部、「クラウド法」施行後続作業、本格着手

| PATENTS

- 2 サムスン及びLG、特許産業動向
- 2 韓国－米国「協力審査プログラム（CSP、Collaborative Search Pilot Program）」の施行
- 2 サムスンSDI、リチウム二次電池特許、世界1位
- 4 特許庁、2015～2017年、特許権満了予定の物質情報公開
- 5 特許審判暴走、独占販売権可能か
- 5 Baraclude、大法院判決、用法・用量特許認定の根拠設定

| TRADEMARKS

- 8 2015年度1分期、国内企業の海外商標出願急増
- 9 ‘キツネの頭’図案紛争にて米‘フォックスヘッド’社が最終勝訴
- 10 特許法院、“Romantic Night in Seattle”と“ROMANTIC”は非類似と判断

| GENERAL LAW

- 11 ローンスター、スタータワー売却差益課税は適法

| LEE NEWS

- 12 New Member：弁護士宋 明浩、弁理士安 恵園、顧問李 哲求

GENERAL TOPICS

GENERAL TOPICS

欧州特許庁、グローバル特許審査情報システム「Global Dossier」、拡張発表

南アフリカ共和国、ケープタウンで開催されたFédération Internationale des Conseils en Propriété Intellectuelle (FICPI) World Congressで、欧州特許庁 (EPO) は、グローバル特許審査情報システムである「Global Dossier」を2015年04月14日付で拡張して、日本特許庁 (JPO) と韓国特許庁 (KIPO) の情報を含める予定であると発表した。

Global Dossierは世界5大特許庁 (IP5 Offices) であるEPO、米国特許商標庁 (USPTO)、JPO、中国知識産権局 (SIPO) 及びKIPOの共同計画で、上記特許庁は特許出願関連、各特許庁の情報を互いに共有するように合意した。Global Dossierの目標は、ユーザと大衆の両方が特許審査情報に関連する重要な情報を容易に利用できるようにすることにあり、また特許システムの透明性を強化することにある。

最初のGlobal Dossierは2014年6月、EPOとSIPOの特許審査情報サービスとともに開始され、USPTOの情報は2015年後半に追加されることが予想される。該情報はEspacenet及びEuropean Patent Registerから無料で入手できる。

未来部、「クラウド法」施行後続作業、本格着手

未来創造科学部が政府省庁・大学などの公共機関が民間企業のクラウドサービスを利用できるように許容する「クラウドコンピューティング発展及び利用者保護に関する法律 (クラウドコンピューティング発展法)」の施行のための後続作業に本格的に着手した。

クラウドコンピューティングとは、ユーザーが必要なソフトウェアをコンピュータにインストールすることなく、いつでもどこでもスマートフォン、タブレットPCのような情報通信機器でインターネットに接続してデータを簡単に共有することをいう。

3月27日に公布されたクラウドコンピューティング発展法施行令案では、クラウドコンピューティング発展法で大統領令として規定するように委任した事項と、その他の法律の施行に必要なクラウドコンピューティング技術の定義などの事項、具体的にはクラウドコンピューティングに関する基本計画及び施行計画の樹立時期等に関する詳細と、クラウド産業育成に関する方法と手続きなどの詳細を規定している。施行令は、40日間の立法予告、公聴会、規制審査、法制審査、次官会議、國務會議などの手続きを経て制定され、未来部は法律施行日である9月28日以前に制定を完了する計画である。

PATENTS

PATENTS

サムスン及びLG、特許産業動向

サムスン電子の未来技術IPポートフォリオが多様化している。戦略的特許買取りが大幅に強化されたからである。サムスンは2014年に227件の特許を買い取ったが、このうちアンテナ関連の特許の買取りが50個で最も多く、遠隔通信（33個）、有機物質（15個）、車両用データプロセッシング（10個）などの特許を集中的に買い入れた。

LG電子は、2014年に計2174個の特許を登録した。このうち多重化通信（Multiplex Communications）分野の特許登録が580個で最も多く、遠隔通信（224個）、モバイルデバイス・コンピュータデザイン（171個）、ビデオUI（132個）などの順であった。

また、LG電子は、最近、外部からの特許買取りを大きく強化した。LG電子は2014年に計100余個の特許を買い入れた。過去10年間、LG電子が買い入れた特許が計410個である点を考慮すると、異例的な大量の特許買取りである。2014年に購入した特許のうち、双方向ビデオ分散システム（Interactive video distribution systems）の特許買取りが70個で最も多かった。その他に、車両用データ通信（Data Processing : Vehicles）と測量用データ通信（Data Processing : Measuring）分野も特許買取りが多かった。これはLG電子が新

たに注目している分野を端的に示している。

韓国－米国「協力審査プログラム（CSP、Collaborative Search Pilot Program）」の施行

2015年5月20日に開催された韓－米特許庁高位級会談で、両国の知的財産権の創出支援の一環として、「協力審査プログラム（CSP、Collaborative Search Pilot Program）」施行に関する了解覚書を締結したと明らかにした。

CSPとは、韓国、米国に同一の発明を特許出願した出願人が希望する場合、特許庁間の先行技術調査報告書を相互交換し、これをもとに優先審査をするプログラムであって、両国の調査結果を事前に共有して審査することにより特許権の法的安定性を向上させることができ、当該申請件に対する優先審査により両国で早期に特許権を取得することができるという評価を受けている。

同プログラムは、2015年9月1日から施行される予定であり、特に米国が最大4千ドルの優先審査申請料を免除することで、米国特許を取得して関連市場への進入を図る国内企業の時間及び費用負担が軽減される見込みである。

サムスンSDI、リチウム二次電池特許、世界1位

PATENTS

サムスンSDIが2014年に二次電池出荷量で1位を記録したのに続き、全世界で最も多くのリチウム二次電池の特許を保有していることが分かった。

SNERサーチは、14日に全世界の4大リーディングリチウム二次電池メーカーを対象とした特許保有現況で、サムスンSDIが2,416件で1位にランクされ、LG化学が1,936件で2位、日本のPANASONIC社が1,467件で3位、SONY社が890件で4位と集計されたと明らかにした。

最近、電気自動車や大容量記憶装置（ESS）など、中・大型バッテリー市場をターゲットにしたバッテリーPACKとBMS（battery management system）分野の特許出願が活発

であり、バッテリー4大部材の場合、負極材、正極材、電解液、分離膜の順に特許数が多いものと集計された。

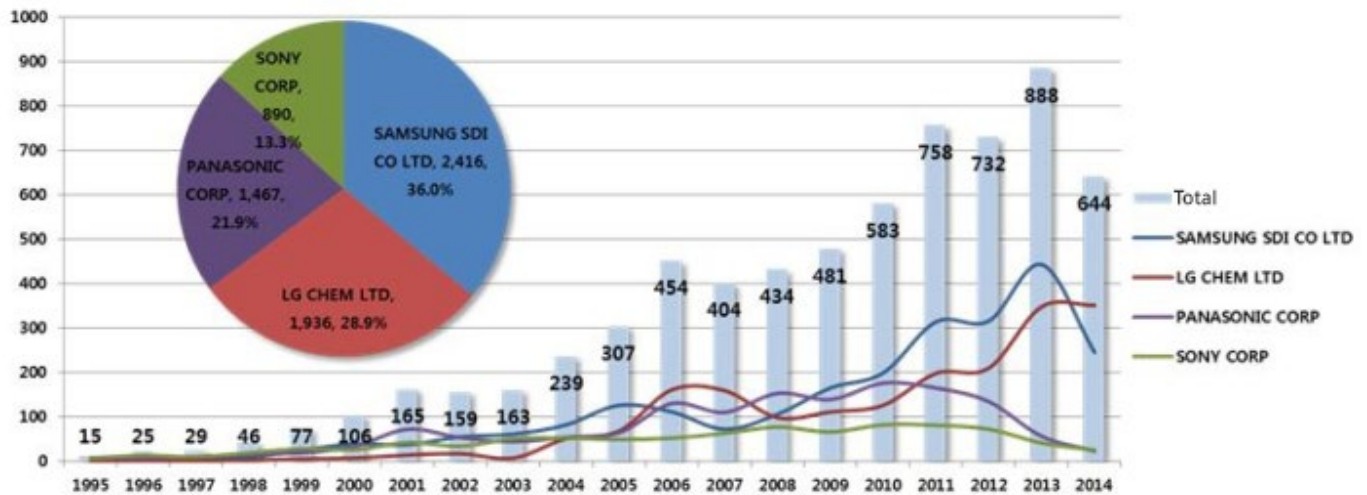
メーカー別、年度別の特許出願を調べてみると、韓国のバッテリーメーカーは2010年以降特許出願の主導権を握ったものと分析された。

尚、今回の分析は、1995年から2015年4月までの特許分析母集団の15,130件の特許を検索し、このうち6,709件をリチウム二次電池に関する有効特許として抽出して特許を分析した結果であり、調査対象の特許は米国特許と国際特許（PCT）に限定し、調査対象会社は4大リーディングメーカーに限定した。

	正極材	負極材	電解液	分離膜	バッテリーPACK	BMS	計	割合
サムスンSDI	323	311	274	46	1,177	285	2,416	36.0%
LG化学	235	364	233	106	803	195	1,936	28.9%
PANASONIC	235	233	171	36	499	293	1,467	21.9%
SONY	188	176	188	39	202	97	890	13.3%
計	981	1,084	866	227	2,681	870	6,709	100.0%
割合	14.6%	16.2%	12.9%	3.4%	40.0%	13.0%	100.0%	

▲ 4大リーディングバッテリーメーカーの有効保有特許分析（出典：SNERサーチ、リチウム二次電池の特許動向分析レポート2015年05月）

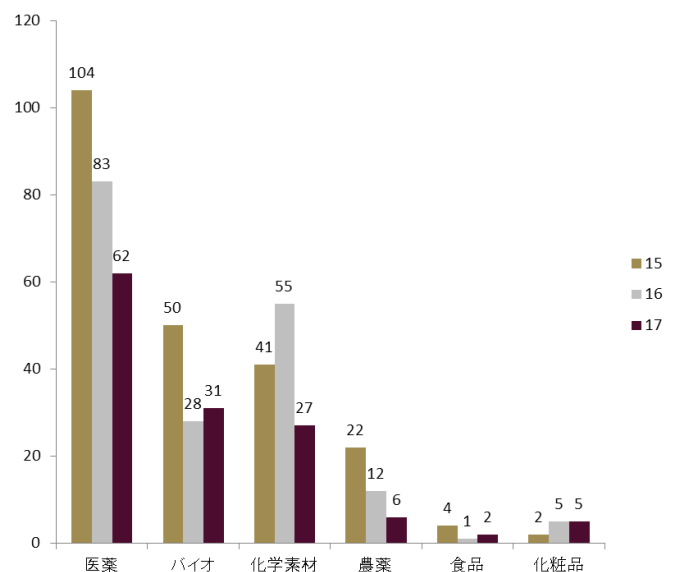
PATENTS



▲メーカー別、年度別の出願動向（出典：S N Eリサーチ、リチウム二次電池の特許動向分析レポート2015年05月）

特許庁、2015～2017年、特許権満了予定の物質情報公開

今後3年以内に特許権が満了する物質特許540件に関する情報が民間に公開される。特許庁が公開した資料によれば、2015～2017年に存続期間が満了する物質特許は、医薬分野が249件（46.1%）で最も多く、化学素材123件（22.8%）、バイオ109件（20.2%）、農薬40件（7.4%）、化粧品12件（2.2%）、食品7件（1.3%）の順であった〔添付1参照〕。



[添付1] 2015～2017年特許権満了予定の技術分野別の物質特許分析結果

PATENTS

	医薬			バイオ			化学素材			農薬			食品			化粧品			計
年度別	15	16	17	15	16	17	15	16	17	15	16	17	15	16	17	15	16	17	
物質特許(件)	104	83	62	50	28	31	41	55	27	22	12	6	4	1	2	2	5	5	540
計(件)	249			109			123			40			7			12			
割合(%)	46.1			20.2			22.8			7.4			1.3			2.2			

今回特許庁が提供した特許権満了予定の物質情報資料集には、各物質特許の抄録、代表請求項、存続期間満了日、特許紛争事項などの特許情報だけでなく、該当物質を利用した製品名、有効成分構造式、用途、許可日、市場規模などの製品情報も一緒に収録されている。また、上記資料集には源泉物質特許の存続期間の延長有無、剤形、用途、異性質体特許に関する情報も含まれている。

2015～2017年特許権満了予定の物質特許情報は、特許庁のホームページ (<http://www.kipo.go.kr>) の他に特許情報院 (<http://www.kipi.or.kr>)、韓国化学産業連合会 (<http://www.kocic.or.kr>)、韓国保健産業振興院 (<http://www.khidi.or.kr>)、韓国製薬協会 (<http://www.kpma.or.kr>) のホームページにも掲載されるので、誰でも情報を閲覧することができる。

特許審判暴走、独占販売権可能か

2015年3月15日、許可－特許連携制度施行以後、製薬会社の特許審判請求が急

増した。2015年3月、4月の2か月間、製薬会社が特許審判を請求した件数は1600件で、2014年の請求件数全体を超えた。国内のある製薬会社の関係者は、「現在のパターンによれば、ジェネリック独占販売権は『法律上存在するが、市場にはないもの』と見なければならぬ。競合会社が審判を提起すれば、追いかけていくしかない。」と吐露した。

しかし、5月、製薬業界によれば、特許審判請求申請件数に劣らず自発取下件数も急増している。これについて製薬業界の関係者は「許可－特許連携制度の施行以降、優先販売品目許可のための競合他社の特許審判の模倣、あるいは、逆に先占のための特許審判が相次いでおり、これに遅れて請求を分析し、開発戦略を把握することで審判の取下が発生し続けている。」と述べた。特許審判請求の取下が増加してきたことで、今まで急増してきた特許審判請求件も安定化する見通しである。

Baraclude、大法院判決、用法・用量特許認定の根拠設定

PATENTS

2015年05月21日、第一薬品が勝訴したB型肝炎治療剤の「Baraclude®」の特許訴訟で、大法院は全員合議体判決により投与周期と単位投与量を発明の構成要素と見なすことはできないという既存の判例を変更した。これまで韓国特許庁は、新しい対象疾病や薬効など、医薬用途が開発された場合には特許の対象として認めていたが、投与用法と投与用量は発明の構成要素として認めていなかった。これは日本と欧州特許庁が用法と容量を医薬用途として認めていることに反していた。今回の大法院判決により用法・用量も新しい発明として認められるに従い、多国籍製薬会社は今後特許権を延長することができるようになった。逆にジェネリック薬物が主力である国内製薬会社は新たな特許障壁により困難に直面することが予想される。一方、大法院は、Baracludeの投与周期と投与容量は臨床試験結果などを通じて既に反映れ、容易に導出することができることから、確認対象発明は自由実施技術に該当すると判断し、第一薬品の権利範囲確認請求が成立すると最終判決した。

「投与用法や投与用量を変えてなる医薬品も新しい特許対象となり得る」とした大法院の全員合議体判決の紹介（大法院の2015年5月21日付宣告の2014フ768判決）

本判決の意義：

医薬組成物のクレームにおける「投与用法、用

量」は医薬物質を構成する部分ではないことから、発明の構成要素として認められず、よって、新規性や進歩性の判断の際に考慮する必要がないという従来の大法院判例を変更した。

本判決によって、他国と同様「投与用法、用量」という表現も医薬発明の構成要素に含めて新規性や進歩性の判断ができるようになった。

大法院の2014フ768判決の判示内容：

大法院の判示内容のうち「投与周期及び投与用量が発明の構成要素であるか否かに関する判示内容」のみを簡略に紹介する。

（1）医薬用途発明の構成

大法院では、医薬用途発明の構成を「医薬物質」と「医薬用途」とに分け、医薬用途を次のように定義した。

「医薬用途は、医療行為そのものではなく、医薬が効能を発揮する属性を表現することで医薬に対して新しい意味を付与することのできる発明の構成要素になる。」

（2）投与用法と投与用量が「医薬用途」にあたるか否か

大法院では、次のような理由から投与用法や投与用量と「医薬用途」とは本質が同じであると判

PATENTS

断した。

「医薬が副作用を最小化しつつ効能を完全に発揮するためには、薬効を発揮することができる疾病を対象にして使用する必要があるだけでなく、投与周期、投与部位や投与経路などのような投与用法と患者に投与される用量を適切に設定する必要があり、このような投与用法や投与用量は、医薬用途になる対象疾病又は薬効と共に医薬がその効能を完全に発揮できるようにする要素としての意味を持つ。

このような投与用法や投与用量は、医薬物質が持つ特定の薬理効果という未知の属性の発見に基づき新しい使い道を提供するという点で、対象疾病又は薬効に関する医薬用途と本質が同じであると言える。」

（３）投与用法や投与用量を変えてなる医薬発明の産業的側面

大法院では、投与用法や投与用量の変更発明の産業的側面について次のように考慮した。

「同一の医薬でも、投与用法や投与用量の変更によって薬効の向上や副作用の減少又は服薬便宜性の増進などのように、疾病の治療や予防などに予想し得なかった効果を発揮することができ、かかる特定の投与用法や投与用量を開発するのにも、医薬の対象疾病又は薬効その

ものの開発に劣らず相当な費用などが所要される。

したがって、このような投資の結果として完成され、公共の利益に貢献することができる技術に対して特許としての保護を基本的に否定することは、発明を保護・奨励し且つその利用を図ることによって、技術の発展を促進し、産業発展に貢献するという特許法の目的に符合しない。」

（４）結論

大法院では、次のように「投与用法や投与用量という新しい医薬用途が付加された発明」に対し、特許要件を満足するものであれば特許権を付与できると結論付けた。

「医薬の発明において、対象疾病又は薬効とともに投与用法や投与用量が付加された場合、かかる投与用法や投与用量が医療行為そのものではないとしても、医薬がその効能を完全に発揮できるようにする属性を表現することによって、医薬に新しい意味を付与する構成要素となり得ることを認めるべきであり、かかる投与用法や投与用量という新しい医薬用途が付加されることで新規性や進歩性などの特許要件を備えた医薬に対しては、新規に特許権を付与できるものとする。」

（５）従来の大法院判例の変更

TRADEMARKS

大法院では、投与周期や投与量を構成要素として認めないという従来の判例を、次のようにいづれも変更した。

「投与周期や単位投与量は、組成物である医薬物質を構成する部分ではなく、医薬物質をヒトなどに投与する方法なので特許を受けることができない医薬を用いた医療行為にあたるため、発明の構成要素として認められない、若しくは、組成物発明において比較対象発明と対比対象となるその請求の範囲の記載によって得られた最終的な物自体に関するものではないため、発明の構成要素として認められないという主旨を判示した大法院2009年5月28日宣告の2007フ2926判決、大法院2009年5月28日付宣告の2007後2933判決を含む同様な主旨の判決は、いづれも変更することにする。」

お客様への提言

投与用法、投与用量は医薬発明の構成要素として認められず、これを除く他の構成要素のみを持って比較対象発明と対比して、新規性乃至進歩性がないという理由にて「拒絶理由通知書」、「拒絶決定書」などが発行された案件の場合、前記大法院の2014フ768判決文を審査官または審判官に参考資料として提出しながら(意見書または補充書とともに)積極的に特許性を主張する必要がある。

TRADEMARKS

2015年度 1分 期、国内企業の海外商標出願急増

本年度1分 期における韓国のマドリッド国際商標出願件数が、マドリッド議定書加入以来最高値を記録した。

1分 期におけるマドリッド出願件数は206件で、昨年同期対比40%近く増加し、最近韓国企業の海外商標出願が活発化している。昨年のマドリッド出願が前年度対比年間14.6%の増加であったことと比較するとき、本年度1分 期の増加幅は急増している。

出願主体別では、イーランドワールド(E.LAND World Limited)が1位で最もたくさん出願をし、イーエヌエスコリア(ENS Korea Co., Ltd.)(2位)、ノクシブチョアロエ(Noksibcho Aloe Co., Ltd.)、サムスン電子(Samsung Electronics Co., Ltd.)(共同3位)がそれに続いた。

出願分野別では、本年度1分 期全体のマドリッド出願のうち化粧品分野の出願が最も大きな割合(全 45個の商品類のうち16.8%)*を占め、次に情報通信機器、衣類分野の出願が多かった。

また、本年度1分 期には昨年に比べ、外国が韓国を指定したマドリッド出願も約18%増加



TRADEMARKS



(2,845件)し、全般的に韓国へのマドリッド出願が増加する趨勢を見せている。

韓国を指定した外国企業の中では、2013年から2年間多出願1位を占めていたNOVARTIS AGを抜いて、Philip Morris Brandsが本年度1分期外国多出願企業1位の座を占めた。また、国家別ではアメリカ、ヨーロッパ連合、中国、ドイツ等が韓国を多く指定している。

本年度1分期から韓国のマドリッド出願が目立って増加しているのは、マドリッド出願に対する企業の認識が拡散している肯定的な信号として評価できる。

‘キツネの頭’図案紛争にて米‘フォックスヘッド’社が最終勝訴

‘フォックスヘッド’はアメリカでスポーツ装備を製造・販売する企業で、1976年ごろ  ‘図案(‘初期図案’)を作成してアメリカで公表し、1990年6月ごろには  図案(‘後期図案’)を作成してカタログ等に使用してきた。

一方、国内衣類販売会社である‘フォックスコリア’は、2007年‘フォックスヘッド’の図案と類似する 、 商標を国内で商標登録した後、自社製品、広報物等に使用していた。

アメリカの‘フォックスヘッド’は‘フォックスコリア’を相手取って‘著作権侵害禁止請求訴訟’を提起したが、1審裁判部は「フォックスコリアの登録商標が原告の図案にもとづいて作成されたことを認めるだけの根拠が不足である」ことを理由に、原告敗訴判決を下した。

‘フォックスヘッド’は上記のような原審判決に不服して高等法院に控訴し、2審裁判部は「フォックスヘッド側の初期図案は1976年、後記図案は1990年6月にアメリカで創作、公表された業務上創作物に該当し、著作権は著作権者が著作物を公表した年の翌年から50年間存続するので、初期図案は2026年12月31日まで、後記図案は2040年12月31日まで保護される」と判示して、原告勝訴判決をくださった。

これを不服とした被告‘フォックスコリア’は大法院に上告したが、大法院は原告が勝訴した2審判決を確定した(大法院 2014. 12. 11. 宣告 2012ダ76829判決)。

大法院判決の主要内容は次のとおり。

(1) 著作物と商標は排他的、択一的な関係がないので、商標法上商標を構成しえる図形でも、著作権法により保護される著作物としての要件を備えている場合には、著作権法上の著作物として保護を受けることができ、それが商標出所表示として使用されている又は使用されえる

TRADEMARKS

場合であっても、著作権法による保護のあるなしが変わるわけではない。

(2)‘フォックスヘッド’のキツネの頭図案は、他の著作者との作品とは区別されるもので、著作物としての要件を備えていることが認められる。

(3)著作権法が保護する複製権又は二次的著作物作成権侵害が成立するためには、‘フォックスコリア’の図案が‘フォックスヘッド’の図案にもとづき作成されたことが認められなければならない。このような依拠関係は‘フォックスヘッド’の著作物に対する接近可能性、‘フォックスコリア’の著作物と‘フォックスヘッド’の著作物との間に類似性が認められれば、推定することができる。また、対象著作物と既存の著作物が独立的に作成され、同じ結果にいたった可能性を排除しえるほど顕著な類似性が認められる場合には、その事情のみによっても依拠関係を推定することができる。これに照らしてみると、‘フォックスコリア’の図案は‘フォックスヘッド’の図案にもとづき作成されたものと思われるので、‘フォックスコリア’図案が‘フォックスヘッド’図案の著作権侵害に該当するとしたのは正当な判断である。

商標権は商標登録しなければ権利が発生しないが、著作権は別途の登録手続を必要とせず、著作物が創作された瞬間に発生するので、商標権と著作権の衝突問題が発生しえる。

これと関連して、商標法第53条では「商標権者

は登録商標を使用するにおいて、その使用状態によって商標登録出願日以前に発生した他人の著作権と抵触する場合には、著作権者の同意を得ることなしにはその登録商標を使用することができない」と規定している。本大法院判決は、登録商標が先に発生した著作権を侵害するものであれば、その使用が禁止されえることを明示的に宣言したことに意義がある。

特許法院、“Romantic Night in Seattle”と“ROMANTIC”は非類似と判断

‘(株)アモーレパシフィック’は‘(株)LG生活健康’の登録商標“Romantic Night in Seattle”に対し、自身の先登録商標“ROMANTIC”と類似するという理由で、特許審判院に商標登録無効審判を請求した。

特許審判院は、「両商標は互いに類似するので、‘LG生活健康’の登録商標“Romantic Night in Seattle”はその登録が無効とされなければならない」という認容審決を下したが、‘LG生活健康’はこれに不服して特許法院に審決取消訴訟(2014ホ4340)を提起した。

特許法院は‘LG生活健康’の登録商標“Romantic Night in Seattle”は、“Romantic”のみに分離観察されないので、‘アモーレパシフィック’の先登録商標“ROMANTIC”とは非類似であると判

GENERAL LAW

断した。その要旨は次のとおりである。

(1) ‘Romantic’は、柔らかく愛らしいイメージに広く使用されており、本件登録商標“Romantic Night in Seattle”の指定商品である化粧品類等と関連しても、薄いトーン、明るいトーン、ピンク色、桃色等の明るく軽い色彩や、穏やかで柔らかな色彩を帯びた化粧品等の特性や品質を表す際にも広く使用されている。そのため、本件登録商標“Romantic Night in Seattle”は、一般需要者や取引者に‘柔らかく、ロマンチックで愛らしい感じを与える’という程度の品質、効能を表す単語として容易に認識されるので識別力が微弱である。

(2) 韓国の英語教育水準及び日常生活にて本件登録商標の各単語が使用される頻度を考慮するとき、‘Romantic’は後ろにくる‘Night’の雰囲気や特徴を表す修飾語として使用されているので、一般需要者や取引者は‘Romantic Night’を‘ロマンチックな又は美しい夜’という意味に容易に直感することができる上、‘Romantic Night’は一般需要者や取引者にとって自然で馴染みのある単語として認識され、日常生活や言論、広告等でも広く使用されているため、‘Night’の識別力が‘Romantic’より弱いとも言えない。

(3) これに照らしてみると、一般需要者や取引者は本件登録商標を識別力が微弱

な‘Romantic’のみに簡略呼称せず、自然で馴染みのある‘Romantic Night’で呼称するはずである。

(4) 従って、両商標は外観、称呼及び観念が全て異なるので、類似する指定商品にともに使用されるとしても、一般需要者や取引者をして商品出所に関する誤認・混同を引き起こさせるおそれがない。

アモーレパシフィックはこれに不服し、大法院に上告したが棄却されたため、上記特許法院の判決は確定された。

今回の判決は、複数の単語からなる商標を機械的に分離観察することをせず、各単語の結合された意味、国内の言語習慣、各単語の識別力の程度等を総合的に考慮して、取引現実及び需要者の実際の認識によりふさわしい結論を下した点に意義があると思われる。

GENERAL LAW

ローンスター、スタータワー売却差益課税は適法

外換銀行の引受・売却過程にて膨大な差益を得た後に韓国市場を抜け出し、‘食い逃げ’論争を引き起こした海外私募ファンド(Private Eq-

LEE NEWS

uity Fund)のローンスターが、ソウル江南区驛三洞スタータワー(現、江南ファイナンス)ビルの売却差益に対する課税をめぐる、税務当局と争った「法人税訴訟」にて部分敗訴した。

ソウル高等法院行政5部(部長ソン・ペクヒョン)は、ローンスターが「1040億ウォン相当の法人税賦課処分の取消しを求める」としてソウル驛三税務署長を相手取って出した控訴審に対し、国税庁の法人税賦課内容のうち、加算税に該当する約392億ウォンを取消し、残りの部分の課税は正当であると27日に判決をくださった。昨年1月の1審は「ローンスターがベルギーに法人を設立し、投資支配構造を随時変更したのは、周密な租税回避方案によるもの」であり、「ローンスターは法人税法上、外国法人とみなすことができ、スタータワー株式譲渡所得の実質的な帰属者として、法人税納税義務者に該当する」として、当局の課税が適法であると判決した。

ローンスターは、2001年にスタータワーを1000億ウォン代で買い取り、2004年に3510億ウォンで売却し、3年で2500億ウォンを超える差益を残した。これに対し国税庁は1017億ウォン相当の譲渡所得税賦課処分を下したが、ローンスター側は譲渡所得税賦課処分取消し訴訟を提起した。3審まで進められた訴訟戦にて大法院は、2012年「ローンスターは法人税法上の外国法人とみなすべきなので、譲渡所得税に法人税ではない所得税を賦課した処分は違法であ

る」としてローンスターに軍配をあげた。これに対し国税庁は大法院確定判決直後の2012年2月、1040億ウォン代の法人税を再び賦課した。ローンスターの反発により再度始まった今回の訴訟では、1・2審の裁判部は従前とは異なり、国税庁に軍配をあげた。

[Lee's Comment]

ローンスターがベルギーに法人を設立し、投資支配構造を随時変更したのは周密な租税回避方案であり、ローンスターは法人税法上外国法人とみなすことができ、スタータワー株式譲渡所得の実質的な帰属者であるローンスターに課税したのは、適法な処分であるという判決である。

LEE NEWS

New Member: 弁護士宋 明浩、弁理士安 惠園、顧問李 哲求



弁護士、弁理士 宋 明浩

宋 明浩 弁護士は、ソウル大学校 経営学科を卒業(1987年)し、12年間ソウル西部地方法院などで判事として勤務し、リ・インターナショナルに入社しました。

宋 明浩 弁護士の加入により、リ・インターナショナルは民事、刑事、行政、知的財産権訴訟などの訟務分野において、さらに専門的な法律サービスを提供で

LEE NEWS

きることになりました。

門的なアドバイスを提供します。



弁理士 安 恵園

安 恵園 弁理士は梨花女子大学校 薬学士（1995年）及び修士（1997年）、MKPLC 知的財産権及び競争法の法学修士（2010）を取得し、dr. JUR., Max-Planck Institute for Intellectual Property and Competition Law およびUniversity of Augsburg課程を修了（2013）しました。アモレパシフィックグループ医薬品研究所と同和薬品で新薬開発及び特許出願、ライセンス業務を担当し、セハン国際特許法律事務所、アン・ソヨン国際特許法律事務所で勤務した経験があります。安 恵園 弁理士の加入により、リ・インターナショナルは製薬、バイオサイエンス分野において、さらに専門的な法律サービスを提供できることになりました。



顧問 李 哲求

李 哲求 顧問は現代自動車グループで25年間、海外営業及びマーケティング業務を担当し、自動車部品の世界的な多国籍企業であるTRW Automotive Koreaの社長を歴任しました。李 哲求 顧問は、自動車、機械分野における長年の経験をもとに、当該分野の専



Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんならゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率はもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。